

調

査

後志地方に於ける鯧漁業歩方經營

服 部 政 一

序

北海道の産業中第三位を占める水産業の大宗は鯧漁業である。鯧漁業の本道に於ける起原は遠く慶長年間（約三百二十年前）松前氏時代にあつて、當時は本道の第一位の産業として、道史の第一頁を飾つた華やかな歴史を有してゐる。當時行はれてゐた鯧漁業制度は漁場請負制度であつたが、明治二年開拓使の設置された後は漁場持制度となつた。此の制度も明治三十五年七月舊漁業法の實施に伴つて更らに免許漁業制度と改められ、爾來鯧漁業は其の八割が免許による定置漁業として營まれ今日に及んでゐる。過去に於ては刺網のみによつて漁獲されたのが、今日では多くが一定の水面を限つて設置された角網による漁獲方法に改められたことは

後志地方に於ける鯧漁業歩方經營

確かに技術上見るべき進歩ではあらうが、然し漁業制度の變革は必らずしも斯業經營の内容を變革させては居ない。其れの大きな原因は例へ免許漁業制度が實施されて、何人にも平等に漁業權の取得、従つて漁場經營の機會が與へられたにもせよ、實際の漁場經營には斯業特異の經營技術を必要とするが爲めに、此の技術を有せざる者は事實上經營を行ひ得ず結極永年此れに従事した漁業家のみが世襲的に漁場の經營をなした事情の存したによるのである。此れが爲めに現在の漁業も過去のその如く、一ヶ統(註)を單位とする小規模經營にして殆んど個人企業である。經營方法から見れば個人經營と共同經營——多くは歩方經營——とである。個人と歩方經營との差異は要するに經營の危險負擔が個人にあると然らざるとあるのみで、特に經營内容に於ては著しい變化がない。筆者は今かるが故に、最近頃に其の數を増加しつゝある歩方經營の特異性を明らかにし、同時に亦此れを通じて鯨漁業經營の一般を窺はんとするのである。而して其の場所的範圍を少地域——後志地方——に限つたのは、後述するであらうが如く歩方經營の最も盛んなる地方は後志地方であると、鯨漁業價值が地方によつて異なり従つて歩方經營の行はるゝに至る事情を異にするが爲めに、此等の地方を一律に論ずる事は或る程度の論述の正確を期し得なくなるのを恐れた爲めとである。然しながら後志地方に於ける經營を詳細に極める事は次の事情の存するがために、此れによつて或程度までは北海道全道の漁鯨業經營一般を推察し得ると思ふ。其の事情とは、經營者と契約をなす勞務者——漁夫——は各漁場とも出身地を同じくするから略同様な條件の契約の締結をなすに至り、従つて其の經營内容をも相似たものとする事情是れである。

筆者は今夏本道西海岸地方の鯨漁業地を實地調査する機會を得て、出來得るだけの資料蒐集に努めたのであつたが、取り殘された原始産業の一つである鯨漁業は他の産業に比して此の點大きな困難を感じしむるのであ

つて、其の結果に於て意に満たざる所無しとしない。然しながら是に敢て紹介するのは、本道産業開拓の上から見るならば、此の程度の調査も無きに優るであらう事を自ら秘かに信ずるが故である。

(註) 一ヶ統とは指定免許せられた一定の海面に角綱——普通縦十間内外、横三十一四十間——一ヶ統を設けるに要する一際の漁撈及製造設備一組を意味し、此の設備は各漁場共大體一定して居て經營の標準となるのである。

一、歩方經營の發達と其の原因

練漁業の歩方經營の起原は、此れを詳かにし得ないが、個人經營と共に早くから一部に存在してゐたもの如くである。然し最近迄は所謂親方經營——個人經營——が絶對多數を占めて居て、歩方は極く少數に限られてゐた。最近の状態を統計に徴して、昭和三年以降に於ける全道練漁業の個人經營と歩方經營の割合を推定すると次の如くである(註一)。

	昭和三年	昭和四年	昭和五年
	歩方對個人經營の比	三〇・〇%	二三・七%
地方的に見るならば、石狩、後志地方に多く行はれ、留萌、宗谷地方は少ない。			
石狩地方	三五・二%	三二・四%	四三・〇%
後志地方	三二・六%	三〇・三%	三三・四%
留萌地方	一九・五%	一七・二%	一三・四%
宗谷地方	二一・六%	一六・七%	二一・五%

後志地方に於ける練漁業歩方經營

後志地方に於ける鯉漁業歩方經營

最近の統計は、歩方經營が漸次後志、石狩、宗谷地方に増加するにつれ、全體として増加の跡を辿りつゝある事を示してゐる。即ち後志地方のみを見ても、昭和五年と昭和六年の數字——より詳細には同地方各水産會別の數字——がこれを能く物語つてゐる(註二)。

後志地方	昭和五年	昭和六年
個人經營	三八八ケ統	二〇三ケ統
歩方經營	二七八ケ統	三五七ケ統

後志地方各水産會別

	昭和五年		昭和六年	
	歩方經營	個人經營	歩方經營	個人經營
歌 棄	二三ケ統	一〇	三	一七
磯 谷	一六ケ統	二三	一二	二二
岩 内	三三ケ統	五	三	一九
泊	三〇ケ統	一九	六	三五
神惠内	四九ケ統	一〇	六	四三
積 丹	二六ケ統	六九	二三	四九
美 國	一五ケ統	五五	三三	二八
古 平	二四ケ統	二四	六	三五
余 市	一六ケ統	五三	二三	四八
忍 路	二四ケ統	四一	三二	三四
小 樽	一九ケ統	七九	五九	二八

同地方に於て早くより歩方經營の行はれ、個人經營より多き地は、歌棄、岩内、神惠内、泊の岩宇地方、此れに次いで古平である。

往時は小資本を有する漁業家が投機の目的を以て僅かに行つた歩方經營は今日に於ては一般に廣く行はるゝに至り、特に本年の如きは、後志地方に於ては大多數の漁業家がこの方法による經營を行ふに至つた事は前述した所であるが、歩方が斯くの如く増加した最大原因は經濟的事情で、經營者側の經營資金缺乏是れである。

元來鯨漁業家の多くは過去に於て一朝にして莫大な富を獲ち得た経験を有する爲めか、所謂親方氣分が脱け切れない。親方氣分とは彼等の生活たる鯨漁業將來の發展を企圖する事なくして、漁期終れば次の漁期迄一ヶ年間を今期の収益によつて全く無爲に過すことを差すのである。時に此の生活費以上の収益あるとしても、彼等の多くは是れを固定設備に使用し、次の漁期には再び、運用資金は資本家に仰がねば着業不能に陥るを普通とした。故に斯業の經濟的な壓迫を受けることより、深刻になつた今日に於て、資金難を生ずるに至つたのは當然の事である。一例を挙げれば過去に於ては大なる漁獲高は直ちに収益の増加を生ぜしめたのであるが、現今では反對に大なる漁獲高程經費の膨脹を來たし、損失を大ならしめた事實さへある。斯くて必然的に漁業家はより小なる資金を以て經營をなすべき事を餘儀なくされるのである。是に於て運用資金の四〇—四五%（註三）を占むる漁夫給料及食費に要する資金の着業前に於ける調達を節せんとし、此の目的を達するべく漁夫との間に歩方契約を結び歩方經營を行ふに至つたのである。

第二に考へ得べき理由は小なる漁獲高によるのであつて、例へば、或る漁場の過去よりの平均漁獲高が二百石と假定せんか、此の漁獲高を以てしては、漁夫の標準給料及食費を支辨しては經營者は採算が取れないとする。此の場合には、經營者は漁夫を標準給料及食費以下で勞働させ、これによつて彼等が収益を受ける様に其の漁獲高を一定の割合を以つて分ける契約即ち漁夫と歩方契約を結んで經營するに至るのである。若し此の場合其の年の漁獲高が過去よりの平均漁獲高以上に出でざる事を先驗的に豫知し得らるゝものならば、漁夫は此の契約には加はらないであらうが、然し漁業に於ては必らずしもそうとは限らないで、例年の不漁場所も時には豊漁をなしうる事もあるが故にかゝる事情の下に於ても歩方は成立するに至るのである。

最後に擧げ得る原因は漁業設備の問題に關聯するのであつて、例へば一人は漁業權及漁撈用具を有し、他の一人は製造用具を有するが如き場合にしかも前者が製造用具を標準賃借料を支拂つて賃借しては採算の取れなく、同様にして製造用具の所有者も漁獲された鯉を買入れ製造しては採算取れないと云ふ事情の時には、兩者は互ひに歩方契約を結んで經營するに至るのである。

以上三つの原因が單獨に又は相互に相關聯して歩方經營を成立せしめつゝある。然しながら右の内最も有力な、一般的なもの第一の原因——經營者側の資金缺乏——即ち是れである。此の事は昭和五年度に於て後志地方が鯉漁皆無と云ふ本道史上空前の状態を生じ、従つて同地方の漁業家の昭和六年度着業資金缺乏は其の極に達した爲めに、同地方の昭和六年度の歩方經營數が統計の示すが如く（前一四八頁參照）激増した事實によつて明らかにし得らるゝ所である。即ち今日見らるが如き個人經營漁場の歩方經營への轉化は實に經營者の運用資金缺乏と云ふ事實に基くものであると云ふも過言ではあるまい。

（註一） 從來鯉漁業經營方面に關する統計は作成されて居ないのであるが、北海道水産會調査に關る鯉漁業勞務者調査には雇傭契約による漁夫と歩方契約による漁夫を別つてゐる。故に筆者は此の漁夫の數によつて——一ヶ統に働らく漁夫の數は大體一定してゐるから——其の經營の割合を大體推定したのである。（北海之水産、第二十五號、五九—六二頁、及び同第三十一號、二八—三二頁參照）。

（註二） これは筆者が主として後志地方の各水産會調査を基として作成せるものである。尙本年は道廳水産課でこれらの調査をまとめられた由である。

（註三） 此の比率は北海道水産會（昭和四年十二月刊）漁業經濟調査書（經營費）の鯉角網漁業の部の經費を平均して算出したものである（一一六一頁）。

二、歩方經營の本質と其の種類

歩方は又賦方とも書くが、前者が一般に用ひられる様である。歩とは割合、率と云ふ意味であり、方とは仕様、方法との意で割合を分ける方法との意味であらうと思ふ。(この點に關して營業者の意見を聞いたが、筆者の接した範圍では、此れ以上明答された方を見出さなかつた) 此の語によつても其の一端を窺ひ得るが如く、經營の成果の定率分配と云ふ事が歩方の本質である。かくて定率分配を目的とする經營方法は自ら個人經營とは別個のものでなければならぬ。即ち此の要求が經營に参加した各當事者は共同して其の經營危険を負擔し、經營の成果に對しては定率の分配を請求しうる共同經營としての歩方經營を生ぜしめたのである。此の場合歩方經營に於ける當事者は多く従來の個人經營に於ける經營者と勞務者とから成り立ち、經營者間のみの歩方は少ない。故に歩方經營を狹義に解するならば勞資の共同經營、換言すれば従來經營者によつて支拂はれた漁夫賃銀が消滅した經營であると云ふ事が出来る。是に於て兩當事者——經營者及漁夫——にとつて極めて重大なることは彼等の分配率の問題である。而して分配率は彼等兩當事者間の出資の割合、即ち經營に必要な資本と勞働を兩者が如何なる程度迄負擔するかと云ふことによつて定まる。分配率を決定する出資は従來の慣習から經營者が設備及運用資金の出資を勞務者は勞力もしくは運用資金の一部の出資をなすのが普通行はれてゐる。而して出資對分配の具體的割合は個々の契約に於ては種々異なるものがあり、其の總べてが漁場により、經營者により其の微細なる點に於て同一なるものなしとも言ひ得る程である。然し斯くの如く出資對分配の割合をめぐつて種々異なる歩方經營が存し得るけれども、其の觀點を被分配物及兩者間の契約の種類、漁業權所有の有無の

三點に限るならば其の大略を概括し得ると思ふ。

第一に被分配物の種類即ち親方と漁夫との間の分配が魚獲されたまゝの生鰯によつてなされるか、又は販賣して得られた貨幣によつてなされるかの區別である。前者を生別歩方なまわけと稱し、此れに對して後者は乾上歩方ほしあがりと稱せられる。生別けは陸揚げされたまゝの生鰯であつて、分けられた後の生鰯の處理は兩者各自の計算で行はねばならない。即ち此の歩方は魚獲物が陸揚される迄歩方經營であつて、陸揚後は歩方が消滅する經營に外ならない。此れに反し乾上に於ては、生鰯として販賣せられると、製品として販賣せられるとを問はず、其れが貨幣に換貨される迄は歩方經營が繼續されるのであつて、魚獲物は共同財産を形成する。現在多く行はれるのは乾上げ歩方で、漁獲物の換貨される迄は漁夫は總べて彼等の勞力を出資せねばならない。唯生別けの行はれるのは、此の契約を結ぶ漁夫が彼等家族の勞力を用ひて生鰯を處理し得る便宜と、各自共多少の製造用具を有してゐてこれを利用しうる便宜とが與へられてゐる地許の漁夫との歩方にのみ限られる。従つて乾上げ歩方に比して其の行はるゝ數は極めて少く、これを地方的に見るならば後志地方では主として古平及岩宇地方の一部に行はるゝに過ぎない。昭和六年度の古平村に於ける状態は三十五ヶ統の歩方中十九ヶ統は生別けで十六ヶ統が乾上げであつた。次に生別け歩方に於ける出資對分配の割合の詳細を擧げれば次の如くである(註一)。

A 出資 親方、漁業權、漁撈設備及用具一切、運用資金の一部。 漁夫、勞力のみ。

B 經費 親方、其の他の經費一切負擔。 漁夫、彼等の食料一切負擔。

公課金は兩者平等負擔。

C 分配 親方、陸揚生鰯の六分(六割)。 漁夫、四分(四割)。

但し經費の一部例へば燃料其の他を漁夫の負擔とする場合には兩者各々五分づゝの分配である。

次に挙げ得らるゝ區別は、經營される漁場の漁業權を經營者が有するか否かによるもので、自己の漁業權を持つて營む歩方と、他人の漁業權を賃借して行ふ歩方とに別たれる。歩方は一般に賃貸による經營は自己漁場の經營よりも多き現狀であつて、これは次の統計によつても其の一端を窺ふに足るのである。

(此の方面の調査も從來統計が無かつたが、今年に北海道廳水産課で調査中の由であるから詳細は其の内列明しよう。今筆者の手許にある資料のみを掲げる。)

昭 和 五 年	小 樽	余 市	忍 路	歌 棄
(イ) 自己の漁業權をもつて歩方經營をするもの	五ヶ統	一ヶ統	一四ヶ統	二ヶ統
(ロ) 賃借の漁業權をもつて歩方經營をするもの	一四ヶ統	一五ヶ統	一四ヶ統	二一ヶ統
昭 和 六 年	小 樽	余 市	忍 路	歌 棄
(イ) 自己の漁業權をもつて歩方經營をするもの	一一ヶ統	五ヶ統	一五ヶ統	五ヶ統
(ロ) 賃借の漁業權をもつて歩方經營をするもの	一六ヶ統	四三ヶ統	一九ヶ統	一二ヶ統

次に一漁期間漁場を賃借する價格は從來場所的に大差があるもので一律には決定し得られない。試みに後志地方に於ける昭和四年―六年の標準漁場の賃借料を左に表示しよう(註二)。

區 分	借 賃 料	
	(魚獲高によるもの)	(金額によるもの)
一、漁業權のみの場合	魚獲金高の一割―一割三分	昭和四年 一、〇〇〇圓 昭和六年 四〇〇圓
二、土地及建物附屬の場合	魚獲金高の一割五分―一割八分	一、七〇〇圓 六〇〇圓
三、右以外諸道具一切附屬の場合	魚獲金高の二割―二割五分	二、〇〇〇圓 一、〇〇〇圓

(賃貸料の表示には地方により漁獲高をもつてするものと、金額を以てするものとがある。元來賃貸料は其の漁期の水揚高に依存すべきものであるから、漁獲高による方法がより適當であらうと思はれる。)

前表に表示された賃借料は歩方經營に於ては兩者いづれの負擔に歸するかと云ふに、普通に總漁獲高金から最初に控除されて親方及漁夫の平等負擔となるのである。

最後に親方と漁夫とが取り結ぶ歩方經營契約は、契約の性質によつて雇傭契約的のものと、組合契約的のものとに分たれる。前述の如く、歩方經營は個人經營が變じたものであるが、これは其の契約の性質上から個人經營に於ける雇傭契約が漸次組合契約に變じたものと見ることが出来る。雇傭契約的歩方に於ては親方は個人經營に於けると同じく漁場及經費一切を出資し、漁夫は唯彼の勞力のみを出資に留まるのである。かくて經營に關する指揮一切は親方の意のまゝに、恰も雇傭契約によつて雇入れに漁夫を用ふるが如くに行ふのである。

此の事を彼等の歩方契約書中に明記せる場合もある。之に反し組合契約的歩方に在つては、親方は漁場一切と主として精神的勞力（就中主要なるは經費豫算、簿記、收支決算等）を提供し、漁夫は専ら肉體的勞力を出資し、經費の負擔は兩方が平等に又は或る割合を以てなすのである。經營指揮は普通親方と漁夫の代表たる船頭とが協議の上行ふのである。だが時には從來の慣習によつて親方が行ふこともあり、此の事を契約書に明記する場合さへある。此の兩種の契約を取結ぶに唯一言の口約を以て足れりとする場合もあるが、多くは相互に契約書を取り交はして各自の責任を明かにしてゐる。此の契約書の様式に就ては勿論一定して居らないが、最近歩方の行はるゝ地方では各水産會などで標準様式を印刷してそれによらしむる事が行はれるが、それとても必ずしも模範とするに足りないものもあるは言ふを俟たない。今の二つの場合於ける出資對分配の割合を具體的に述べて見よう（註三）。

一、雇傭契約的歩方に屬するもの

A 出資 親方、漁業權、漁獲設備及用具、運用資金一切。 漁夫、勞力のみ。

B 經費 親方、一切持ち（漁夫食料をも含む）。

C 分配 (イ) 親方、漁獲高金の七分。 漁夫、三分。

(ロ) 親方、漁獲高金の六分五厘。 漁夫、三分五厘。

(イ)の場合に於て製造に要する出面（日雇）賃銀を両者が分配率に従つて各自負擔の契約をなす事も行はれる。兩方法共に一般に廣く行はれ取切り三分或ひは三分五厘と稱せられてゐる。）

二、組合契約的歩方に屬するもの

(イ) A 出資 親方、漁業權、漁撈設備及用具一切、運用資金の一部。 漁夫、勞力のみ。

B 經費 親方、建物、漁具の補給修繕費一切。

漁夫、勞務中の彼等の食料一切（但し漁夫の薪炭費を含むものもある。）

其の他の經費は共同負擔（備船費、曳船費、臨時人夫賃、繩蒔代、薪炭（製造用）、公課金等）

C 分配 (イ) 親方、漁獲高金の六分。 漁夫、四分。

(ロ) 親方、漁獲高金の五分。 漁夫、五分。

（此の方法は後志地方に於ても積丹以北の各地に廣く行はれて居るもので、分配に際しては總漁獲高金より先づ共同負擔に屬する經費を差引き、殘額を両者が定率分配をするのである。なほ此れと殆んど同じであるが、唯漁夫は勞力のみを出資し、各自は何等の經費を負擔せずして、彼等の食料は兩者共同負擔とし分配(イ)の如く六分、四分に行ふ方法が積丹以南の岩宇地方に行はれてゐる。）

(ロ) A 出資 前掲の通り。

B 經營 親方、特定契約以外の經費。

漁夫、特定契約の經費の一部又は全部（出面賃銀、薪炭代、繩蒔代、公課金、電燈料、綿糸類代）。

後志地方に於ける練漁業歩方經營

C 分配 親方、漁獲高金の六分。 漁夫、四分。

(此の方法に於ける漁夫の經費負擔は特定契約の經費の一部又は全部とあるが多くは分配の割合だけの分——特定契約經費の四分——の負擔である。主として岩宇地方に行はるゝ様であるが他地方に行はれるのを聞か

50)

(ハ) A 出資 親方、漁業權、漁撈設備及用具一切、運用資金の一部(特に運用資金中現金の一部)。

漁夫、勞力及保證金若干(普通漁夫全部で二百圓位)。

B 經費 親方及漁夫の平等負擔。

C 分配 親方、漁獲高金の五分。 漁夫、五分。

(此れは持出歩方と稱し、運用資金特に現金を親方のみならず漁夫も其の一部を出資するのである。)

是に注意すべきは親方と漁夫とが右に述べた如き種々異なる契約を結ぶ歩方經營に於ても、個人經營の慣習であつた漁夫給料の前貸が行はれてゐる事是れである。即ち親方は漁夫と歩方契約を結ぶに際し、旅費と云ふ名目で普通一人に付き拾圓—參拾圓の前貸しをなすのである。此の前貸金は漁獲高金の分配の時に差別かれらる。但し無漁の場合、又は不漁にして漁夫の分配金が前貸金に達せざる場合には親方は此れを請求しないのが通例である。

(註一) 古平水産會調査による。

(註二) 各地水産會調査、鯉漁業經濟調査表(昭和六年)による。

(註三) 此れ以下は後志地方の當業者より直接筆者の調査せしものである。

三、鯉漁業經營内部に於ける勞働事情

凡そ一般に經營は勞働と資本との結合より成り立つ。而して勞働の能率が直ちに資本の變化を意味し、資本の變化が勞働の能率に關係する點に於て兩者は相互に密接なる關聯を有するのである。ところで經營内部に於ける勞働はそれに参加する各自の才能及技術の差異が必然的に分業を生ぜしめ、職能的には指導的勞働と執行的勞働との別が生ずる。經營指揮者と勞務者との別は、之にたづさはる人より見たる區別に他ならない。次に之を鯨漁業歩方經營の場合に就て詳述しよう。

一、經營指揮者

歩方經營に於ける經營指揮者は前節にも述べた様に、(一)親方の場合と、(二)勞務者代表と親方との合議制の場合とである。親方は一般に自己の漁場を有すると否とに不拘早くから其地に住し、多年斯業經營に従事し多くの經驗と優れた技術とを有し、且つ自己の計算で漁場の經營にあたるものを意味する。歩方經營に於ては専ら現物及現金支出をなし漁夫の出資する勞働を使用して自ら經營指揮を行ひ亦はこれに参加する者を云ふ。勞務者代表は船頭であつて、個人經營にあつては親方に雇傭せられ、彼の指導の下に主として海上勞働を指揮するものであるが、歩方經營にあつては勞務者を代表して親方と共同指揮を行ふ者となる。船頭の多くは個人經營の時代には親方に永年雇傭され、互ひに性質を熟知し合つてゐる同志である。彼は漁撈技術上は、工場に於ける職工長の地位にあたり、漁撈長の役目をなし彼の手腕は漁獲の能率に多大の影響を與へるのである。彼の漁業上の經驗は云ふ迄もなく永年間に涉り、多く磯船乗から十年乃至十五年を経た熟練勞働者である。歩方經營に於ては船頭は漁撈上の指揮をなす外に、漁夫の代表として親方との契約の締結、漁期中の漁夫の監督、漁獲高金の分配等その任務は重大である。出身地は地許の者も入稼の者もある。(尙出身地について詳しくは漁

後志地方に於ける鯨漁業歩方經營

夫出身地の表に掲げる。）

二、勞務者

漁夫は歩方經營に於ては、漁期間中經營者と共同し漁業勞働に従事し、其の成果たる漁獲高金については、全體として彼等の分け前を主張しうるのである。漁夫は漁業勞働に熟練するか、否かによつて分擔する勞働の種類を異にすること次の如くである。

熟練漁夫 下船頭、起船船頭、船頭手傳ひ、磯船乘。
不熟練漁夫 平漁夫、雜夫。

彼等の出身地方は内地は、東北地方、本道では渡島地方の者が多い。昭和五年に於ける彼等の出身地方は次表の如くである（註一）。

支廳別	水産會名	種別	青森	秋田	山形	岩手	其他	道内各地	部内	總計
後志	歌 嶽 磯 谷 郡 岩 内 郡 泊 村	雇傭者 雇傭者 雇傭者 雇傭者 雇傭者	五、七〇五 一、五六四 二、一九四 一、二九四 一、四八八 一、三九八	一、六九〇 六、七四〇 三 八	三六	一、二四一 一、三三三 一、二二二 一、一五五	四九 六三 三 一〇 八	三、五七七 一、七四三 二、三三三 五、四三三 四、八五二 二、九二二	二、一六五 一、九七五 一、八八九 一、五一一 一、四三六 二、六九九	二、一七五 一、二六八 一、八三五 九、九九九 二、四八六

後志地方に於ける鯨漁業歩方經營

總計	計	宗谷	留萌	石狩							
		歩雇方者	歩雇方者	歩雇方者	小樽	忍路郡	余市郡	古平郡	美國郡	積丹郡	神惠内
一五、六七〇	一三、一六一 二、五〇九	三、三四八 四八五	三、三二九 一八三	二七、七九 二五五	三二六	四四五	一〇七一 三六	三五八 二	一、二六六 一八二	一、五八五 二〇六	二五三 五二五
六、四八二	五、五一九 九六三	一、〇三四 一〇四	二、六四六 一八三	一四九 二	八〇五	一四〇	二二七 四二	七九 三九	三八九 二〇三	二八六 八八	〇
五三	二八	三一	二七	一	四	三					
三、〇〇三	一、七三七 一、二六五	二〇七 一九	三五四 二三	三五 一	一三五	一五	三八	二三四 八九	一九四 一六五	三七 三	三四 三八
六九六	五三九 一五七	一六七 八〇	三〇九 二七	一	三六	三	七				
九、六六五	七、〇六四 二、六〇一	一、六三〇 三六九	一、六〇八 三三五	二四九 一六四	五四三	八一七	二六八 二六	二三七 二	八九五 八〇	七八六 八五	一八二 一〇
九、八二三	五、二一六 四、六〇六	一、五二八 一、一三三	一、〇四九 六六〇	八四七 八四	三七四	四三三	二二七 二二	三五〇 二	一〇〇 〇〇	二六二 一九一	五〇 二七五
四五、三八九	四五、三八九	一〇、一〇八	一〇、七四六	二、九五八	二、二〇三	一、八六三	一、八七四	一、二九二	二、六七三	三、四九九	一、六七七

出面（日雇人夫）は大量の水揚げ（漁獲の意）後其の漁獲物の處理——主として製造の目的——の爲めに一時に必要とする勞力の補充として雇はれるのである。彼等は土地の漁夫の家族及び附近農村から三、四月の農閑期を利用して入稼する男女が多數を占める。但し小樽郡及び余市の如く都會に近い所では一般の日雇労働者の使用が多い。

次に一ヶ統標準の鯨漁業の労働過程を簡単に述べよう。現今本道及樺太に於て行はれてゐる漁獲方法には粹取法と袋取法の二方法がある。一言にして兩者を區別するならば粹取は大量漁獲法であり、袋取は少量漁獲法であるが、漁獲危険の點から見れば前者が危険大なるに反し、後者は比較的安全なる方法である。粹取法は二五〇—三〇〇石を入れ得る網を有する粹船を有し、漁獲物が此の網に満ちた時に曳船して沖揚する方法である。袋取法は粹船を有せず僅かに八—一〇石を入れ得る袋をボチツ船に數枚（四、五枚）付け、一袋に満ちれば一袋づつ傳馬船によつて沖揚するのである。兩方法のいづれかを採用するかによつて漁場の固定設備及び漁夫數——一般に袋取の方が多數であるが——を異にし従つて亦此れに要する資本額を異にする。固定設備の詳細については次節に於て後述するが、本道及樺太に於ける大部分の漁場は粹取方法であつて、袋取の行はれる地方は古宇地方及び余別、古平、利尻に數ヶ統あるに過ぎない。いづれの漁獲法によるにせよ、鯨漁業の着業準備は先づ經營者が財産——漁撈用具一切と運用資金——を備へ終へて漁夫の募集をなす事から始まる。募集方法としては入稼漁夫の大部分は經營者が自己の漁場を指揮すべき船頭に託して間接に募集する方法が實際上最も廣く行はれる。經營者又は其の代理人の應募地に出張直接募集する場合と雖も、事實上は唯船頭に託して纏められた契約を締結する爲めに前貸金を渡しに行くに過ぎないのが常である。殊に歩方經營に於ては、此の方

法による募集が最も多い。又歩方契約を結んだ漁夫は雇傭契約の漁夫と異なり、彼等の屬する漁夫供給組合に届出づべき義務はない。然し公設職業紹介所に届出をなす時は種々の便宜——就中鐵道運賃割引——が與へられるから歩方契約の漁夫も之れを利用する様になつてゐる(註二)。かくの如くして募集された漁夫の乗込期——俗に練取神様の入來期——は二月下旬から三月上旬にかけて、あつて一般に漸次遅れる傾向がある。契約期間は二月下旬—五月下旬まで約三ヶ月間に涉り、投網期は三月下旬、揚網期は四月下旬、實際の漁期は其の間約一ヶ月である(註三)。漁場に到着した漁夫は投網期間迄は、建込準備として、漁網の修理を主とし、漁具の修理、製造用具(干場、廊下)の整理等の勞務に従事する。愈々三月下旬の投網期には、漁夫は熟練せる幹部の指揮に従ひ海上數百間の沖合(許可距離)に漁網及附屬設備を運び投網するので是れを建込と稱する。建込後は漁夫は交代に磯船に乗り親船(梓船)に至り浮游障害物の除去に注意し、夜間殊に夕方練の來游を監視する。かくて一度び練來游あれば直ちに漁撈勞働に従事するのであるが、其の場合に於ける漁夫の分業状態を見よう。彼等の乗込む船及其の所屬を示せば梓取法に於ては、

梓 船 一隻 船頭一人、下船頭一人、船頭手傳ひ一人。
 起 船 一隻 起船船頭一人、平漁夫一三人—二〇人。
 磯 船 二隻 一隻に付き磯船乗一人、平漁夫一人。

袋取に於ては梓船はなく、傳馬船、ボチツ船が用ひられる。

ボチツ船 一隻 船頭一人、下船頭一人、船頭手傳ひ一人。
 起 船 一隻 起船船頭一人、漁夫一五—二〇人。
 磯 船 二隻 一隻に付き磯船乗一人、平漁夫一人。

後志地方に於ける練漁業歩方經營

傳馬船 二隻 一隻に付き傳馬船乗一人、平漁夫一人。

かくて一旦鯨が来る（群來る）と、彼等は全能力を擧げて漁獲に務めるのであつて、春風未だ冷やかな北海の海に、來游する銀鱗の群を追ふ漁夫の活躍は正に一種勇壯なる光景である。舂船若しくはボチツ船の船頭は専ら起船を指揮し、時期を見て「起せ」と命ずる、此れは網を起すことで此の聲によつて起船の漁夫は網を起し、同時に舂取であれば漁夫五、六人は汲船に乗り鯨を汲み舂網に入れ、袋取ではボチツ船の袋に入れる。此の舂船の曳船は今日では多く發動機船が用ひられ、袋取の袋は専ら傳馬船によつて海岸に運ばれる。陸揚げはポンタモを以て畚に入れ、畚負ひの出面を用ひてなすのが普通であるが、近來起重機を用ふるものも現はれて來た。

陸揚された生鯨の處理は専ら出面によつてなされるのであるが、その處理方法は大體生賣、搾粕、掛練の三種となる。(一)生賣は箱詰として販賣せらるゝので荷造以外に手数は掛らない。(二)掛練の作業は次の三段階に別たれる。(イ)鯨潰し、脊鯨と胴鯨とに割く作業、(ロ)尻繫、潰した鯨を干場にて乾燥させる爲めに鰓を連らねて一把とする作業、通常一把(連)の尾數二〇―二三尾、一本五一―六〇連(註四)、(ハ)鯨割、適度に乾燥したものを二つに割き身欠鯨を作る作業、是れである。(三)搾粕、それ以外の鯨は釜に入れて煮、搾油器にて油を搾油し粕は固めて玉とする。其の他潰し又は搾粕製造の際取り除かれた卵巢は鱈かすのことして製造される。

最後に經營指揮者、勞務者の中に支拂はれる勞働賃銀について述べよう。歩方經營に於て賃銀として支拂はれる勞働は個人經營の場合のと異なり出面の賃銀のみである。出面の賃銀の多くは出來高拂であつて近年に於ける標準賃銀は次の如くである(註五)。

鯨漬及尻繫 一本に付き(一、〇〇〇—一、三〇〇尾)二〇錢—三〇錢

(一人前の出面は一日七—八本を稼ぐ)

鯨 割 一連に付き(二〇—二二尾)五風—八風

釜 炊 ひ (鯨搾粕製造)一玉に付き 二〇錢

春 買 ひ 鯨を以て現物給與が多い、平均一日貳圓位にあたる。

鯨 撰 み 男一日一圓二〇錢、女一日八〇錢

(鯨撰みは出来高拂ひではない)

漁夫は個人經營の場合には賃銀を支拂はれるのであるが、歩方經營に於ては漁獲高金の何割かを彼等全體として分配されるのである。而して此の分配された報酬は更らに漁夫間に於て彼等の資格によつて協定された一定の割合を以て各自に分配される。

船 頭 二人分

下 船 頭 一・二—一・三四人分

船頭手傳、磯船乗、傳馬船乗 一・一—一・二人分

平 漁 夫 一人 (平漁夫を分配の單位とする)

此の場合の實際の分前は、漁獲高により、製品の價格によつて異なるが、平均漁の場合には個人經營の雇傭労働者と殆んど同じ収入である事を過去の經驗は示してゐる。参考の爲めに昭和五年度雇傭労働者一漁期間の賃銀を掲げる(註五)。

(泊村の船頭給料二五〇圓は同水産會の經濟調査表(昭和六年發表)には二五〇圓とはない。此れは恐らく事實に反する様に思はれる。)

後志地方に於ける練漁業歩方經營

(其 一)

地方別	雇入		船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫		
	出稼	地方別																						
青森縣	二〇〇	四	二〇〇	四	一	一	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四	一〇	四
秋田縣	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
岩手縣	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
山形縣	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
道内各地	二〇〇	二	二〇〇	二	二	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二
部内	二〇〇	二	二〇〇	二	二	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二

(其 二)

地方別	雇入		船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	船頭	下船頭	漁夫	雑夫		
	出稼	地方別																						
青森縣	一七〇	一	一七〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
秋田縣	二〇〇	一	二〇〇	一	一	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一	二〇	一
岩手縣	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
山形縣	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
道内各地	一七〇	一	一七〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一
部内	一七〇	一	一七〇	一	一	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一

(註一) 北海道水産會發行、北海之水産第三十一號(二八—三一頁)。

(註二) 漁夫募集に關しては法經會論叢(昭和六年四月刊)一〇七一—一二三頁、今田清二氏の論文參照。

(註三) 後志地方各水産會調査、鯨漁業經濟調査表(昭和六年)に依る。

(註四) 同上調査表に依る。

(註五) 北海道水産會、北海之水産第三十一號(三二—四〇頁)。

四、鯨漁業經營内部に於ける財務事情

凡そ經營に入り込む資本は一面には資本財を、他面には資本を形成する。前者は個々の具體的な財産であり、後者は抽象的價値の大いさであつて、大別して自己資本と他人資本となる。

今鯨漁業經營に投下された資本を自己及他人資本に別ち、兩者の關係を明らかにすることは極めて困難である。なぜなら經營の所有者は殆んど個人であり、従つて彼等の貸借對照表の公示されるもの少く、加ふるに他人資本の借入先は主として個人であるからである。此の方面の調査も鯨漁業經營に取つて重要なことは言ふを俟たないが、是では論述することを避ける。唯一言概括的に云へば、今日の鯨漁業家中自己資本のみによつて經營するもの極めて少く、同時に借入他人資本の返済能力を有する者も少い事是れである。鯨漁業經營財産を——大別して固定設備と運用資金となるが——後志地方標準漁場一ヶ統について述べよう。此に注意すべきは各漁場全部は必らずしも次に擧げるが如き固定設備を有するものではないのであるが、今假りに漁撈及製造の設備完全せる漁場を取つて表示したのである。而して固定設備は (一) 漁撈設備及用具、(二) 製造設備及用具 (三) 附屬土地建物及び準固定資産としての漁業權とより成る。運用資金は固定設備を實際に活用せしむる費用

で、固定設備が其の價値を徐々に製品に轉化せしむるに反して、直ちに其の期の漁獲高の原價を構成する。今兩種の財産を具體的に示さう(註一)。

固定設備

種類	數量	單價	金額	摘要
イ、漁船及漁具			四、八八五・七〇	
A 漁保津船	四隻	一一〇〇・〇〇	四、四〇〇・〇〇	〔棹取場所 起船、棹船、替り棹船、汲船 起船、ホチツ船、傳馬船二〕
B 漁磯船	二隻	一〇五〇・〇〇	二一〇〇・〇〇	
保津船	五〇枚	一・五〇	七五〇・〇〇	〔屋形用天幕二枚：一、二〇〇圓〇〇 水涌、火鉢、早助其他〕
傳馬船	五枚	七・五〇	三五五・〇〇	
磯船	四組	三・八〇	一五二〇・〇〇	
雜具一切	―	―	一五〇〇・〇〇	
船揚場	二個	二〇〇〇・〇〇	四〇〇〇・〇〇	「セツテ」又は「セロ」と俗稱す。
防波堤	一個	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	
掛矢	四〇個	一〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	
筋木	五〇枚	七〇・〇〇	三五〇〇・〇〇	
巻揚口	四本	七〇〇・〇〇	二八〇〇・〇〇	

A 掛練製造用具		六、漁具及副漁具		二、沖揚用具		七、製造用具		八、漁具及副漁具		九、漁具及副漁具		十、漁具及副漁具		十一、漁具及副漁具		十二、漁具及副漁具	
支	五本	二・五〇	丸太徑七寸、長十二尺	一	一挺	一・五〇〇〇	越後棹系正五貫目十四反四十圓、其他	一	一挺	一・五〇〇〇	一	一挺	一	一挺	一・五〇〇〇	一	一挺
笠	四枚	三・〇〇	厚三寸、巾八寸、長十三尺	一	一挺	一・〇〇〇〇	綿糸ハツグヤク等、袋取場所ニハ不用	一	一挺	一・〇〇〇〇	一	一挺	一	一挺	一・〇〇〇〇	一	一挺
坐	四枚	一・五〇	厚五寸、巾一尺二寸、長十三尺	一	一挺	〇・八〇〇〇	縫糸ハツグヤク等、袋取場所ニハ不用	一	一挺	〇・八〇〇〇	一	一挺	一	一挺	〇・八〇〇〇	一	一挺
卷	四太	一三〇・〇〇	ワイヤロープ五分經約一丸	一	一挺	〇・六〇〇〇	越後棹系正五貫目十四反四十圓、其他	一	一挺	〇・六〇〇〇	一	一挺	一	一挺	〇・六〇〇〇	一	一挺
卷	八本	八〇		一	一挺	四、〇九五〇〇	洞綱及手綱一切	一	一挺	四、〇九五〇〇	一	一挺	一	一挺	四、〇九五〇〇	一	一挺
鯨	一ヶ統	一、八〇〇・〇〇		一	一挺	一、八〇〇・〇〇		一	一挺	一、八〇〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	一、八〇〇・〇〇	一	一挺
棹	二枚	七五〇・〇〇		一	一挺	一、五〇〇・〇〇		一	一挺	一、五〇〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	一、五〇〇・〇〇	一	一挺
袋	二枚	一三〇・〇〇		一	一挺	二四〇・〇〇		一	一挺	二四〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	二四〇・〇〇	一	一挺
網	七丸	五〇〇・〇〇		一	一挺	三五〇・〇〇		一	一挺	三五〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	三五〇・〇〇	一	一挺
碇	一二挺	八・八〇		一	一挺	一〇五・〇〇		一	一挺	一〇五・〇〇	一	一挺	一	一挺	一〇五・〇〇	一	一挺
雜	一切			一	一挺	一〇〇・〇〇		一	一挺	一〇〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	一〇〇・〇〇	一	一挺
沖揚	五挺	一六・五〇		一	一挺	三五二・九〇		一	一挺	三五二・九〇	一	一挺	一	一挺	三五二・九〇	一	一挺
汲	五個	二・〇〇		一	一挺	八二・五〇		一	一挺	八二・五〇	一	一挺	一	一挺	八二・五〇	一	一挺
畚	二〇丁	一・〇〇		一	一挺	一〇〇・〇〇		一	一挺	一〇〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	一〇〇・〇〇	一	一挺
水	一八枚	三八・〇〇		一	一挺	二〇〇・〇〇		一	一挺	二〇〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	二〇〇・〇〇	一	一挺
歩	四〇枚	八・〇〇		一	一挺	六八・四〇		一	一挺	六八・四〇	一	一挺	一	一挺	六八・四〇	一	一挺
數	一切			一	一挺	三二・〇〇		一	一挺	三二・〇〇	一	一挺	一	一挺	三二・〇〇	一	一挺
雜	一切			一	一挺	五〇・〇〇		一	一挺	五〇・〇〇	一	一挺	一	一挺	五〇・〇〇	一	一挺
製造用具	一切			一	一挺	七、〇〇三・〇〇		一	一挺	七、〇〇三・〇〇	一	一挺	一	一挺	七、〇〇三・〇〇	一	一挺

後志地方に於ける鯨漁業歩方經營

サ	キ	切	早	柀	納屋坑	白子簧	籬八合	水揚ポンプ	籬籠	下敷	テッ子	ウス	B 搾粕	釜	釜燃キ胴	ヘッツイ	へ、土地及建物	A 土地	粕乾燥場	掛練納屋	建物用地	海濱	B 建物
二、〇〇〇本	一〇〇本	三〇〇本	一、〇〇〇枚	二〇カ	二〇カ	一〇〇カ	三〇	六〇	三〇	一〇〇カ	二〇	二	二	二	一	〇	一	一、五〇〇坪	五〇〇坪	五〇〇坪	一三〇坪	一五〇坪	
一・〇〇	二・五〇	六・〇	一・一〇	二二〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一・二〇	二・〇	二・〇	一・二〇	一・五〇	二・〇	二・〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一	五・〇〇	一五〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	三〇・〇〇	
二、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	一八〇・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	二〇・〇〇	二二〇・〇〇	一五〇・〇〇	二二〇・〇〇	一三〇・〇〇	一五〇・〇〇	二二〇・〇〇	六〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一	三三、一〇〇・〇〇	七、五〇〇・〇〇	七、五〇〇・〇〇	二六、〇〇〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇	四、五七〇・〇〇
掛練二本を標準とし		<p>釜は漁獲物の處理方法により其敷を異にする 此の地方は粕少く釜少し 前と同様搾木一切 釜の敷により異なる</p>																					
		船揚場																					

番屋	三二坪	五〇〇〇	一六〇〇〇〇	生練貯藏場、三半船圍ひ又は雜倉に使用す
廊下	四二坪	三〇〇〇	一二六〇〇〇	同上
倉庫	六坪	六〇〇〇	三六〇〇〇	網倉、米倉に使用す
計	三〇坪	四五〇〇	一、三五〇〇〇	粕、胴練に使用す
			四三、六九二・一〇	

備考 袋取場所では右以外に袋澗を有する。袋澗設備の価格は地形によつて區々であるが、一―八萬圓を要する。故に此の説
備を有する古宇地方は固定設備が其の額だけ増加する。

固定設備の価格は現在用ひられつゝある設備を其れの取得された數ヶ年前（大正十四年頃）の取得價格（買入原價）を以て示した。それは固定設備の原價は年々一部づつ減價償却をなすべきであるに不拘、實際にはそれが行はれて居ないが爲めである。

準固定設備の漁業權の評價は昨年の鯨漁業合同問題の勃發した際に明かにせられた如く、場所により、時により區々で一概には決定し得られない。が然しそれは其の漁場に於ける過去の漁獲高に依存するものであることは疑ひを入れない。今後志地方に於ける漁業權の價格と全固定設備との割合——勿論粹取と袋取場所とは異なるが——を示して見れば次の如くなる（註二）。

區分	價格の割合(粹取場所)	袋取場所(泊村調査)
漁業權	四割八分——六割	四割
土地及建物	二割——三割	二割
右以外のもの	二割——二割五分	四割

後志地方に於ける鯨漁業歩方經營

右の割合によれば漁業権は少くとも全固定設備の四割以上、他の固定設備の六七%を占むるが故に漁業権をも含んだ全固定設備総額は、固定設備四三、六九一圓一〇及び其の約七〇%の漁業権三〇、〇〇〇圓との合計七三、六九一圓一〇となる。

運用資金は直ちに漁獲高の原價を構成する費用であるが、支出の目的が間接的なるものと、直接的なるものにより固定費と變動費とに分たれる。鯨漁業經營に於ける固定費は (一)減價償却費、(二)借入資金利子、(三)公課金で漁獲と直接關係なく每期支出すべき費用である。此れに反して變動費の主なるものは、(一)漁夫給料及給與、(二)食費、(三)製造及漁撈費、(四)設備の修繕補給費等であり、就中(三)製造及漁撈費、及び(二)食費は直接漁獲高に比例する費用である。運用資金は一般經濟市況の影響を受け、年々其の金額を異にする。實例を以て個人經營の運用資金を示せば次の如くである。歩方經營に於ては個人經營の資金の内二五—三〇%の經費を減じ得ると見ればよい。

(古平水産會調査)

	二百石漁場	三百石漁場	五百石漁場
昭和四年	四、四九七・〇〇 ^円	六、二三三・三八 ^円	八、二六七・九二 ^円
昭和六年	三、五一六・一〇	四、〇〇五・五六	五、九一四・四三

右表の中昭和六年度の三百石漁場の運用資金内譯の詳細を掲げよう。

變動費

種類	數量	單價	金額	種類	數量	單價	金額
一、漁夫給料及給與	一人出張費	八〇〇〇	一、六九〇〇	魚菜	七樽	〇	二五〇〇
漁夫雇入費	一人	一〇〇〇〇	八〇〇〇	漬物	〇	〇	五六〇〇
船頭給料	一人	七〇〇〇	一〇〇〇〇	其他	〇	〇	〇
下船頭給料	一人	七〇〇〇	七〇〇〇	三、製造及魚撈費	〇	〇	一、〇九六〇〇
起船船頭	一人	三八〇〇	三八〇〇	イ、燃	〇	〇	一八五〇〇
磯船乘	二人	七〇〇〇	一四〇〇〇	製造用薪	三棚	八〇〇	二四〇〇
平漁夫	二人	三六〇〇	七五六〇〇	其他薪	一〇棚	八〇〇	八〇〇〇
漁夫旅費	二人	一〇〇〇	二六〇〇〇	其他石炭	二噸	一五〇〇	三〇〇〇
飯炊	二人	三〇〇〇	六〇〇〇	其他木炭	一五俵	〇	二五〇〇
帳場給料	一人	一三〇〇〇	一三〇〇〇	燈火料	〇	〇	二六〇〇
賞與及九一	二人	〇	一五〇〇〇	口、荷造用品	〇	〇	二六六・三九
手當(船頭)	一人	〇	三五〇〇	繩類	一七〇丸	〇	一一四・七五
給與金品	二人	〇	二六〇〇	苴(乾苴)類	三五八枚	〇	四六・五四
漁夫接待費	二人	一五〇	三九〇〇	苴(建苴)類	二九〇枚	〇	七八・二〇
二、食費	四五俵	〇	四五八・六五	箱及罐	〇	〇	〇
米	四樽	〇	三三七・五〇	繫連	五六〇本	〇・三五	一四〇〇
味噌	三樽	〇	二二〇〇	棉皮	一六貫	〇・八〇	一三八〇
醬油	三俵	〇	一二〇〇	八、漁撈費	〇	〇	一五〇〇
食鹽	三俵	二〇五	六・一五	建込費	〇	〇	五〇〇〇

後志地方に於ける鯨漁業歩方經營

備船費	榨取二回	五〇〇〇	一〇〇〇〇	漁具	一〇〇〇〇
起重機費				製造用具品	七〇〇〇
通信運搬費				建築物	五〇〇〇
製造及漁撈費用				其他	二〇〇〇
沖揚人夫賃	(延日一人一日單位) 二〇			口、補給費	二〇〇〇
舂頁	二〇			漁船	五〇〇〇
釜炊				漁具	一〇〇〇〇
尻繫	漁夫をして當らしむ			製造用具	五〇〇〇
身欠納屋拔				五、雜費	(祈禱料、漁夫醫藥料等) 一五〇〇
鯨漬	七〇	二〇〇〇	一四〇〇〇		
鯨割	三、三六〇連	一連二付 〇〇〇七	二九・五三		
鯨撰	男 一 女 三〇	一・五〇 〇・八〇	一・五〇		
荷造人夫賃	漁夫をして當らしむ		二四〇〇		
四、固定設備修繕費			五四〇〇〇		
補給費			三四〇〇〇		
一、修繕費			一〇〇〇〇		
漁船	五隻	二〇〇〇			
				公課金	二五〇〇
				税金	一六〇〇〇
				水産會及漁業組合費	二〇〇〇
				検査料	三五〇〇
				總計	四、〇〇五・五六
以上の變動費の他に唯一の固定費課金を加へた總計が運用資金の總額である。					

以上によつて明らかにされた如く鯨漁業評準漁場の一ヶ統を一漁期間の個人經營にする必要なる總財産は次の如く簡單に示し得る。

一、固定設備

四三、六九一・一〇

二、漁業権	三〇、〇〇〇・〇〇
三、運用資金	四、〇〇五・五六
計	七七、六九六・六六

歩方經營に於ては右の運用資金の内から漁夫給料（一、六九〇圓）を支拂ふ必要なく其の額だけ少くて済むのであるが、一方契約の當初に普通一〇—二〇圓の旅費前貸をなすので其の前貸金約六〇〇圓を加へ、要する所約一千圓程度の運用資金を節約し得る。

次に前記の計數より算出した標準漁場一ヶ統の各財産間相互の、及び總財産と總收入及總收益の比率を揚げて經營内部に於ける財務關係を明らかにしよう。

純固定資産と運用資金の比	一〇・八對一（九・一％）	個人經營	一四・五對一（六・八％）	歩方經營
總固定資産と運用資金の比	一八・四對一（五・四％）		二四・五對一（四・〇％）	

總財産と總收入との關係を示す爲めに前記の實例（一七〇頁に掲げた）によつて總收入を見るならば、

昭和四年	二百石漁場	三百石漁場	五百石漁場
	五、四七三・四二	九、七〇七・一三	一四、一九六・二三
昭和六年	三、二三四・〇〇	四、八八一・〇〇	七、四四九・二八

昭和四年に於ける優良漁場五百石漁場の總收入と總財産との比は——固定設備七三、六九一圓一〇に運用資金八、二六七圓九二を加へた八一、九五九圓〇二對一四、一九六圓一三—五・七對一である。即ち總財産は一ヶ年（一漁期）間に約五分の一廻轉よりしない。又昭和六年の三百石漁場では同様にして——七七、六九六圓

六六對四、八八一圓―一五對一で、其の廻轉率は十五分の一である。以上は個人經營の漁場であるが、歩方經營に於ても略同様の事が言ひ得る。

最後に同上漁場の一漁期間収益は、

	二百石漁場	三百石漁場	五百石漁場
昭和四年	九七六・四二	三、四七三・七五	五、九二八・二一
昭和六年	缺損 二八二・一〇	八七五・四四	一、五三四・八五

以上の計數によつて示されたが如く、昭和四年と六年との差額は非常に大であつて、近來振はざる斯業の經營を愈々困難に陥らしめつゝあるのを見る。其のよつて來る所は製品價格の値下りが最大原因であつて、製品の販賣方面の調査は海産市場の研究と相俟つて經營上からも重要な問題であるが、本稿はこれに觸れない。唯販賣して得られた總収入より總支出を差引いた収益のみについて考へる事とした。

これを總財産との關係に於て収益率を見るに次の如くである。

昭和四年	五百石漁場	五、九二八・二一	對	八一、九五九・〇二	……七・二%
昭和四年	三百石漁場	三、四七三・七五	對	七九、九二四・四八	……四・三%
昭和六年	五百石漁場	一、五三四・八五	對	七九、六〇五・五三	……一・九%
昭和六年	三百石漁場	八七五・四四	對	七七、六九六・六六	……一・一%

是に注意すべきは前述せる如く當然固定費として支出さるべき、總財産の九〇%以上を占むる固定資産の減價償却費は運用資金中に含まれて居ないことである。若し適當の率を以て償却を行ふならば、以上に示し得た収益は恐らく現はれ得ないであらう。

(註一) 東京地方職業紹介事務局、北海道練漁業労働事情(昭和三年十一月刊)五五―五八頁、製造用具は筆者の調査による。

(註二) 前掲、練漁業經濟調査表による。

(註三) 同上調査表を比較研究の上、古平水産會の調査表を代表的のものと認め實例として用ひた。同表には固定費たるべき固定資産減價償却費、借入運用資金利子及漁業權賃借料を含まず。

結 び

後志地方に於て現在行はれてゐる歩方經營の實情は、前節迄に大略述べ終へたが、此れを個人經營と比較して其の得失と併せて其れに對する私見を是に簡單に述べよう。

先づ經營内部の労働能率の點より見るに、一般に個人經營よりも歩方が能率が擧ると云ふことには異論はない。なぜなら大漁なればなる程其れに比例して親方は勿論漁夫も分け前が増加するからであつて、此れが爲めに練來游期の短期間内に必要とする強度の労働能率を擧げ得ることは自然的條件に支配される事大なる漁業に於ては極めて重要な得點であらねばならない。だが唯個人經營に於て見らるゝが如き親方又は彼の全權を委任された船頭個人の統一的意志によつて漁夫を自由に指揮することが歩方では行はれ得ない場合が屢々ある。

次に今日行はれるが如き歩方の増加した最大原因は、經營者側の資金欠乏にある事は前に(第二節)に述べた所であるが、従つて漁期終了後に於ける漁獲高金の分配の爲めに直ちに製品を換貨する必要に迫られるのである。其の結果は勢ひ練製品の一時の供給過多の傾向を生じ、それが爲めに彼等は低い市場相場にも追従せざるを得ない事となる。かゝる事情によつて生ずる分配金の減少が分配時に於て兩者間に紛議を生ぜしむる原因の一つともなる。又歩方にて經營するには其の當初に於ては小額の現金にて足りる事は往々にして萬一を僥倖

する投機者を刺戟する結果となる。而して彼等の内には不漁の場合には漁場も漁夫も放棄して行向を暗らました者さへある。

然しながら歩方經營に對するかゝる難點は、歩方自身に内存する必然的なもので到底克服し得ざるものであらうか？ 最近歩方經營に轉じた親方の一部は前記の難點を擧げて歩方に對して不滿の聲を放つ。彼等は言ふ「もし資金さへ融通出来れば歩方は絶對に行はない」と、だが筆者は此のよつて生ずる所以は彼等親方は從來の個人經營に於ける親方の態度で、同じ仕方で歩方を行はんとするが爲めであらうと思ふ。歩方は實に現在一般の社會及經濟情勢が餘儀なくせしめた所の勞資共同組織である事を相互が自覺するならば、具體的に言へば、親方及漁夫が一體となつて彼等の認めて以て經營指揮者としたる者に従ひ、亦他方に於て各歩方が共同して製品販賣を行ふならば必らずしも克服し得ざる難點ではなからう。

(稿を終るにあたり、かれてより後志地方の各地水産會及當業者の方々に種々懇切なる御教示と便宜とを賜つた旨を附記し、こゝに衷心感謝の意を表する。)